

令和6年度 熊本県立技術短期大学校 自己点検・評価表

評価点	基準	項目数	
		R6	R5
4	達成 100%	12	11
3	ほぼ達成 80%以上	8	7
2	未達成 50~80%	6	7
1	未達成 50%以下	2	3
総合点		3.07	2.93

基準 項目		R 6		R 5	
		チェック	評価点	チェック	評価点
基準 I ミ ッ シ ョ ン と 教 育 の 効 果	I-A-1 ミッションを確立している。		4		4
	(1) ミッションは短期大学の教育理念・理想を明確に示している。	○	/	○	/
	(2) ミッションは公共性を有している。	○		○	
	(3) ミッションを学内外に表明している。	○		○	
	(4) ミッションを学内において共有している。	○		○	
	(5) ミッションを定期的に確認している。	○		○	
	I-A-2 地域・社会に貢献している。		4		4
	(1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。	○	/	○	/
	(2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。	○		○	
	(3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。	○		○	
	I-B-1 教育目的・目標を確立している。		4		4
	(1) 学科の教育目的・目標をミッションに基づき確立している。	○	/	○	/
	(2) 学科の教育目的・目標を学内外に表明している。	○		○	
	(3) 学科の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応じて定期的な点検している。	○		○	
	I-B-2 学習成果（Student Learning Outcomes）を定めている。		4		4
	(1) 学習成果をミッションに基づき定めている。	○	/	○	/
	(2) 学科の学習成果を学科の教育目的・目標に基づき定めている。	○		○	
	(3) 学習成果を学内外に表明している。	○		○	
	(4) 学習成果を定期的に点検している。	○		○	
	I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。		4		4
	(1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。	○	/	○	/
	(2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。	○		○	
	(3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。	○		○	
	(4) 三つの方針を学内外に表明している。	○		○	
	I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。		3		3
	(1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。	○	/	○	/
	(2) 定期的に自己点検・評価を行っている。	○		○	
	(3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。	△		×	
	(4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。	○		△	
	(5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。	○		○	
	(6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。	○		○	
	I-C-2 教育の質を保証している。		2		1
	(1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。	△	/	×	/
	(2) 査定の手法を定期的に点検している。	△		×	
	(3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。	○		○	

基準 II 教育課程と 学生支援	II-A-1 学科ごとの卒業認定の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。		4		4
	(1) 卒業認定の方針は、それぞれの学習成果に対応している。 ①卒業認定の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。	○	/	○	/
	(2) 卒業認定の方針は、社会的・国際的に通用性がある。	○		○	
	(3) 卒業認定の方針を定期的に点検している。	○		○	
	II-A-2 学科ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。		4		4
	(1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。	○	/	○	/
	(2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。 ①職業能力開発促進法の基準にのっとり体系的に編成している。 ②学習成果に対応した、授業科目を編成している。 ③単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について定めている。 ④成績評価はシラバスに従って判定している。 ⑤シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。	○		○	
	(3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。	○		○	
	II-A-3 教育課程は、職業能力開発促進法の基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。		2		2
	(1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。	○	/	○	/
	(2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。	○		○	
	(3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。	△		△	
	II-A-4 教育課程は、職業能力開発促進法の基準にのっとり、職業又は實際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。		2		2
	(1) 学科の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。	○	/	○	/
	(2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。	△		△	
	II-A-5 学科ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。		4		2
	(1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。	○	/	○	/
	(2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。	○		×	
	(3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。	○		×	
	(4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。	○		○	
	(5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。	○		○	
	(6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。	○		○	
	(7) アドミッション・オフィス等を整備している。	○		○	
	(8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。	○		○	
	(9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。	○		○	
	II-A-6 学科ごとの学習成果は明確である。		2		2
	(1) 学習成果に具体性がある。	△	/	△	/
	(2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。	○		○	
	(3) 学習成果は測定可能である。	△		△	
	II-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。		1		1
	(1) GPA 分布、単位取得率、技能士補取得率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ループリック評価などを活用している。	△	/	×	/
	(2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。	△		△	
	(3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。	×		×	
	II-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。		1		1
	(1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。	×	/	×	/
	(2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。	△		×	

II-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。			2		2
(1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。 ①シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。 ②学習成果の獲得状況を適切に把握している。 ③学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。 ④授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。 ⑤教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。 ⑥学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。	△		/	△	/
(2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。 ①所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。 ②所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。 ③所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。 ④学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。	○			○	
(3) 学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。 ①図書館等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。 ②教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。 ③教職員は、校内のコンピュータを授業や大学校運営に活用している。 ④教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。	△			△	
II-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的にやっている。			3		2
(1) 入学手続き者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。	○		/	○	/
(2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。	○			○	
(3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。	○			△	
(4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。	○			△	
(5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。	○			○	
(6) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。	△			×	
(7) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。	○			○	
(8) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。	×			×	
II-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的にやっている。			3		3
(1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。	○		/	○	/
(2) クラブ活動、学園行事、学生自治会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。	○			○	
(3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。	○			○	
(4) 宿舍が必要な学生に支援（学生寮、宿舍のあっせん等）を行っている。	×			×	
(5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。	○			○	
(6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。	○			○	
(7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。	○			○	
(8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。	○			○	
(9) 留学生在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。	△			×	
(10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。	×			×	
(11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。	○			○	
(12) 長期履修生を受け入れる体制を整えている。	○			○	
(13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価してい	○			○	
II-B-4 進路支援を行っている。			4		4
(1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。	○		/	○	/
(2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。	○			○	
(3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。	○			○	
(4) 学科ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。	○			○	
(5) 進学に対する支援を行っている。	○			○	

基準 Ⅲ 教育 資源 と 財 的 資 源	Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。		2		2
	(1) 短期大学校及び学科の教員組織を編制している。	○		○	
	(2) 短期大学校及び学科の専任教員は職業能力開発促進法に定める教員数を充足している。	△		△	
	(3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学校設置基準の規定を充足している。	△		△	
	(4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。	○		○	
	(5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、職業能力開発促進法の規定を準用している。	○		○	
	(6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。	○		○	
	(7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。	△		△	
	Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。		3		3
	(1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。	×		×	
	(2) 専任教員は、外部研究費等を獲得している。	○		○	
	(3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。	×		×	
	(4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。	○		○	
	(5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。	○		○	
	(6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。	○		○	
	(7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。	○		○	
	(8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。	△		△	
	(9) 教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。	△		△	
	(10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。	○		○	
	Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。		3		3
	(1) 短期大学校の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。	○		○	
	(2) 事務職員的能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。	○		○	
	(3) 事務関係諸規程を整備している。	○		○	
	(4) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。	○		○	
	(5) SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。	△		△	
	(6) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。	○		○	
	(7) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。	○		○	
	Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。		4		4
	(1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。	○		○	
	(2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。	○		○	
	(3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。	○		○	
	Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。		3		3
	(1) 校地の面積は職業能力開発促進法の基準を充足している。	○		○	
	(2) 適切な面積の運動場を有している。	△		△	
	(3) 校舎の面積は職業能力開発促進法の基準を充足している。	○		○	
	(4) 校地と校舎は障がい者に対応している。	○		○	
	(5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。	○		○	
	(6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。	○		○	
	(7) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。	○		○	
	(8) 図書館等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。 ①購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。 ②図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。	×		×	
	(9) 適切な面積の体育館を有している。	○		○	
	(10) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。	○		○	
	Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。		3		3
	(1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。	○		○	
	(2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。	○		○	
	(3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。	○		○	
	(4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。	△		△	
	(5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。	○		○	
	(6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。	○		○	

Ⅲ-C-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。		4		4
	(1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。	○		○
	(2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。	○		○
	(3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。	○		○
	(4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。	○		○
	(5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。	○		○
	(6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。	○		○
	(7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。	○		○
	(8) コンピュータ教室、マルチメディア教室等の特別教室を整備している。	○		○
Ⅳ-B-1 学習成果を獲得するために合同運営会議等の運営体制が確立している。		4		4
基準 Ⅳ	(1) 校長は、短期大学校の運営全般にリーダーシップを発揮している。 ①校長は、運営の最高責任者として、その権限と責任において、合同運営会議の意見を参酌して最終的な判断を行っている。 ②校長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学校運営に関し識見を有している。 ③校長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学校の向上・充実に向けて努力している。 ④校長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続を定めている。 ⑤校長は、学務をつかさどり、所属職員を統督している。	○		○
	(2) 校長等は、合同運営会議を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学校の教育研究上の審議機関として適切に運営している。 ①合同運営会議を審議機関として適切に運営している。 ②校長は、合同運営会議が意見を述べる事項を合同運営会議に周知している。 ③校長は、学生の入学、卒業、課程の修了、技能士補の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について合同運営会議の意見を聴取した上で決定している。 ④校長は、合同運営会議規程等に基づき合同運営会議を開催し、その規程を有している。 ⑤合同運営会議の議事録を整備している。 ⑥合同運営会議は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。 ⑦校長又は合同運営会議の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。	○		○
Ⅳ-C-3 高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。		3		3
	(1) 学校教育法施行規則の規定に準じて、教育情報を公表している。	△		△